

2024年度

横浜YMCA 子ども支援基金

BAPY利用案内

◇ も く じ ◇

	ページ
1. 横浜YMCA 子ども支援 (BAPY) 基金について	3
2. 子ども支援 (BAPY) 基金の規定について.....	3
(1) 基金適用対象者	
(2) 子ども支援 (BAPY) 基金対象となるプログラム	
(3) 子ども支援 (BAPY) 基金支援金額	
3. 申請から適用までの流れ.....	4
4. 子ども支援 (BAPY) 基金申請の方法.....	5
(1) 当年度 申請期日	
(2) 申請書・証明書類の提出	
(3) 申請時面談	
(4) 審査	
(5) 審査の結果通知	
(6) プログラム参加	
(7) プログラム参加報告書の作成	
(8) 参加後面談	
別表1. 子ども支援 (BAPY) 基金申請スケジュール.....	7
別表2. 費用の全額、半額もしくは一部支援の決定基準.....	7
添付 (様式1) 横浜YMCA「子ども支援 (BAPY) 基金」申請書	
添付 (様式3) 横浜YMCA「子ども支援 (BAPY) 基金」プログラム参加報告書	



【基金事務局宛送付ラベル】に郵送の際に、ご利用ください。
各YMCAに送付の場合は8ページのYMCA所在地宛にお送りください。

〒231-8458

横浜市中区常盤町 1-7

横浜 YMCA 本部事務局

子ども支援(BAPY)基金事務局 宛

BAPY 申請書類在中

〒231-8458

横浜市中区常盤町 1-7

横浜 YMCA 本部事務局

子ども支援(BAPY)基金事務局 宛

BAPY 申請書類在中

1. 横浜YMCA 子ども支援 (BAPY) 基金について

横浜YMCA子ども支援(BAPY)基金は、YMCAの諸活動に経済的な理由等により、参加したくても参加できない子どもたち（青少年）に対して、費用の一部または全額を基金より支援するプログラムです。

BAPY（ベイピィ）とは、Be A Partner of the Youth の頭文字をとったもので「子どもたち（青少年）のパートナーになろう」という意味がこめられています。

この基金は、子ども支援基金の趣旨に賛同する個人・団体・企業などの寄付により成り立っており、多くの方々の尊い協力により支えられています。

2. 子ども支援 (BAPY) 基金の規定について

(1) 基金適用対象者

- ① 当年 4 月 1 日現在の年齢が18歳未満の青少年
- ② 経済的理由によりプログラム参加費用の支払いが困難な世帯（被保護世帯、非課税世帯）
- ③ 保護者の保護を受けられない青少年など
- ④ 家計急変世帯（当年4月1日から翌年3月末までの期間に収入が減少し「※住民税非課税相当」の収入となった世帯）
※「住民税非課税相当」とは、世帯員全員の年収見込み額（当年4月以降の任意の1か月収入×12倍）の合計が市町村民税均等割非課税水準*以下であることを指します。

*均等割非課税水準

【例】

扶養家族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下・2名扶養している場合：給与収入205万円以下・3名扶養している場合：給与収入255万円以下

(2) 子ども支援 (BAPY) 基金対象となるプログラム

神奈川県内各地の横浜YMCAのプログラムが対象となります。

- ① 年間プログラム
健康教育・語学教育・オルタナティブ教育（トライアングルクラスなど）・学童保育
- ② シーズンプログラム
夏季、冬季、春季プログラム（キャンプ、デイキャンプ、短期講習会など）
- ③ 日本YMCA同盟や広域のYMCA主催で行われる全国大会等
- ④ その他、横浜YMCA主催、共催する諸行事
※すべてのプログラムが対象になるとは限りません。ご不明な場合は、横浜YMCA子ども支援 (BAPY) 基金事務局または県内各地のプログラム主催YMCAにお問い合わせください。

(3) 子ども支援 (BAPY) 基金支援金額

以下の支援金額、適用回数等の上限の範囲内で、経済的な状況を審査の上、プログラム参加費用の一部・半額・全額を支援します。支援対象となる費用と条件は以下の通りです。

なお、支援金額は申請者の経済的な状況の審査及び、当年度の基金拠出額を勘案して決定します。詳しくは、7ページ（別表2）「費用の全額、半額もしくは一部支援の決定基準」を参考にしてください。

すべての審査結果が、基準の通りになるとは限りません。

① 年間プログラム

支援金額上限 月額1万5千円以内 年間18万円以内

支援期間 原則2年間（特別な事情がある場合には、支援期間を1年間延長することがあります）

② シーズンプログラム（夏季、冬季、春季プログラムなど）

援助額上限 1回につき10万円以内 利用回数上限 年間2回まで

③ 日本YMCA同盟や広域のYMCA主催で行われる全国大会等

援助額上限 1回につき10万円以内 利用回数上限 年間2回まで

④ その他、横浜YMCA主催、共催する諸行事

②～④支援金額上限 1回につき10万円以内 利用回数上限 年間2回まで

※基金支援対象額に含まれないもの

- ・入会金
- ・ユニフォーム、テキスト代、スキーキャンプレンタル料など実費負担のもの

3. 申請から適用までの流れ

- (1) **【申請書類の入手】** 申請書類は横浜YMCAの各施設にあります。
ホームページにも掲載していますのでダウンロードしてご利用ください。
 - ・BAPY 利用案内（本しおり）
 - ・申請書（様式1）BAPY 利用案内に挟み込んであります↓
- (2) **【申請要件の確認】**
 - ・3ページ「2. 子ども支援（BAPY）基金の規定について」にて、基金適用対象・支援基準等の条件をご確認ください。↓
- (3) **【申請プログラムの申請期日までに準備するもの】**
 - ・申請書（様式1）の記入
 - ・経済的理由により参加費用の支払いが困難なことを証明する書類（課税・非課税証明書、所得証明書等）
または、入所施設の在籍証明書
 - ・上記を準備できない家計急変世帯で申請をされる方は当年4月以降の任意の1か月の収入がわかるもの
(7ページ 別表2をご参照ください)↓
- (4) **【申請書・証明書類の提出】**
 - ・申請期日までに、参加を希望するプログラムのあるYMCAの館長・園長宛、または基金事務局宛にご提出ください。提出は持参または郵送でお受けいたします。
 - ・郵送の場合は、封書に「BAPY申請書類在中」とご明記ください。↓
- (5) **【申請時面談】**
 - ・申請書に基づき、参加YMCAの館長・園長との面談を行います。
 - ・日程については、面談者より直接ご連絡して調整いたします。↓
- (6) **【審査】**
 - ・子ども支援基金委員会にて申請書類を審査します。↓
- (7) **【審査結果通知】**
 - ・審査の結果を書面で申請者宛にお送りします。
 - ・支援が認定された場合は、適用金額を明記した決定通知書、及びプログラム参加後にご提出いただく「プログラム参加報告書」をお送りします。
 - ・認定されなかった場合は、その旨の通知をお送りします。ご提出いただいた証明書はご返送しますが、申請に係った費用等の請求には応じられませんのでご了承ください。↓
- (8) **【プログラム参加】**
 - ・入会金や参加費用の自己負担分は、別途現金または預金口座引落等でお支払いください。支払額と支払時期等については、参加YMCAにてご確認ください。↓
- (9) **【プログラム参加報告書の作成】**
 - ・プログラム参加報告書にご記入の上、報告書提出締切日までに参加YMCA館長・園長宛にご提出ください。持参または郵送でお受けいたします。
 - ・郵送の場合は、封書「BAPY報告書在中」とご明記ください。

- ↓
- (10) 【参加后面談】
- ・報告書に基づき、参加YMCAの館長・園長との面談を行います。
 - ・日程については、面談者より直接ご連絡して調整いたします。

↓

基金適用に伴う手続き完了

4. 子ども支援（BAPY）基金申請の方法

(1) 当年度 申請締切

- ・申請期日及び審査決定までのスケジュールが決まっています。
詳しくは7ページ（別表1）「BAPY基金申請スケジュール」をご確認ください。
- ・家計急変世帯で申請をされる方は「年間プログラム」及び「シーズンプログラム」の期日で申請書をご提出いただければ、審査を行います。
- ・「年間プログラム」の申請については、3月を申請締切としていますが、基金申請枠に余裕がある場合は、年度途中の参加に関する申請もお受けできます。その際は、「年間プログラム（後期）」の申請期日までに申請書をご提出いただければ、審査を行います。申請期日以降の申請については、基金申請が可能かどうかについて事前に基金事務局にお問い合わせください。
- ・「日本YMCA同盟や広域のYMCA主催で行われる全国大会等」「その他、横浜YMCA主催、共催する諸行事」については、子ども支援（BAPY）基金適用の場合は、その旨の記載と申請期日をご案内しますので、募集要項等でご確認ください。

(2) 申請書・証明書類の提出

①申請書の記入

- ・（様式1）「横浜YMCA『子ども支援（BAPY）基金』申請書」の枠内にご記入ください。
- ・年間クラスに在籍で、継続して支援を希望する場合であっても、年度が替わった場合や、新規にプログラムを申し込み基金の適用を希望する場合は、その都度申請書に記入の上、ご提出ください。

②経済的理由により参加費用の支払いが困難なことを証明する書類

- ・支援金額の目安および提出書類については、7ページ（別表2）「費用の全額、半額もしくは一部支援の決定基準」をご参照ください。
- ・資力を証明する書類は、世帯全員分の書類が必要となります。
- ・同年度内の複数申請の場合は、新たな課税証明書・所得証明書等は不要です。
その場合は、「申請書」（様式1）「添付書類」欄の「その他」の項目をチェックし、添付不要の理由を明記してください。

例1 年間プログラムの基金支援を受けつつ、同時にシーズンキャンプへの基金申請を行った場合。

→申請書添付書類 その他の項目をチェックし（ ）内に、「〇〇プログラム申請時に提出済」と明記。

例2 兄弟姉妹申請の場合など。

→申請書添付書類その他の項目にチェックし（ ）内に「兄と同時提出」と明記。

- ・家計急変世帯で申請をされる方は当年4月以降の任意の1か月の収入が分かるもの。また、支援開始後も3か月ごとにすべての収入が分かるものを提出してください。

(3) 申請時面談

- ・参加YMCAの館長または園長と面談していただきます。面談では申請内容の確認を行います。
- ・基金事務局に申請のあった場合は、基金事務局にて提出書類確認後、所属となるYMCAの館長または園長との面談となります。日程については申請書の連絡先に面談者よりご連絡させていただきます。
- ・なお、館長、園長の判断により、面談を主任等部門の責任者に委任する場合があります。
その場合は、委任された部門責任者により面談を行います。

(4) 審査

- ・子ども支援基金委員会にて申請書類を審査します。面接等の審査はありません。
- ・子ども支援（BAPY）基金は、毎年度定めた基金拠出額内で適用します。申請額通りの援助ができない場合もありますのでご了承ください。

(5) 審査の結果通知

- ・基金事務局より申請者宛に書面で申請者宛にお送りいたします。申請期日毎に結果通知の最終報告日が決まっています。7ページ（別表1）「BAPY基金申請スケジュール」をご参照ください。
- ・審査決定の日程を過ぎて審査結果の通知がない場合は、大変恐れ入りますが、基金事務局宛にお問い合わせ願います。

① 援助が認定された場合

- ・子ども支援基金「支援決定のお知らせ」（様式2） 支援金額を明記しますのでご確認ください。
- ・子ども支援金「プログラム参加報告書」（様式3） を同封します。年間プログラムは在籍最終月に、それ以外のプログラムは、プログラム参加後一週間以内に「プログラム参加報告書」をご提出ください。

② 認定されなかった場合

- ・基金事務局より申請者宛に、郵便にて「審査結果通知」をお送りします。
ご提出いただいた証明書は返却しますが、申請に係った費用等の請求には応じられません。ご了承ください。
- ・プログラム費用の支援はございませんが、プログラムへの参加は可能です。参加の有無についてご判断ください。

③ プログラム参加を希望しない場合

- ・②のように認定されなかった場合や、①の支援金額がご希望に見合わなかった場合にプログラム参加を取り消す場合は、予約取り消しの手続きを済ませてください。基金の認定がなかったことによる予約取り消しについては、キャンセル料は発生いたしません。ただし、一旦参加を決めた後は、参加プログラムのキャンセル規定が適用となりますのでご注意ください。

④ 家計急変世帯の支援終了について

家計急変世帯で申請をされた方は、以下の状況となった場合、支援を終了とさせていただきます。

- ・保護者より支援終了希望のお申し出があった場合
- ・収入が2の(1)の④に定める「均等割非課税水準」を超えた場合

(6) プログラム参加

- ・半額支援、一部支援等、参加費用の自己負担等がある場合や、入会金・入学金、ユニフォームやテキスト、レンタル費用等の費用は、別途現金または口座振替等でお支払ください。支払の金額、時期、方法等については、参加YMCAにてご確認ください。

(7) プログラム参加報告書の作成

- ・申請者は、申請プログラムが年間プログラムの場合は在籍最終月に、それ以外のプログラムは、プログラム参加後一週間以内に、「プログラム参加報告書」（様式3）を参加YMCAの館長または園長に持参または郵送にてご提出ください。
- ・「プログラム参加報告書」（様式3）のご提出がない場合は、原則として、次回以降の申請はできませんのでご注意ください。

(8) 参加後面談

- ・報告書に基づき、参加YMCAの館長または園長との面談を行います。「プログラム参加報告書」提出日または、報告書提出から1週間以内に面談とします。日程については申請者宛に面談者よりご連絡いたします。
- ・面談では、プログラム参加YMCAの館長または園長より、報告事項の内容（参加感想・参加者の様子等）についてお伺いします。

別表1. 2024年度 子ども支援 (BAPY) 基金申請スケジュール

		申請期日	面談期日	審査結果通知	報告書提出 期日	面談期日
			申請後1週間以内	申請者宛に郵送	「報告書」提出と同時に 面談実施	
1	年間プログラム ① 前期 ②後期 ※保育園 夏キャンプ ①8月開催分まで ②3月開催分まで	2024年 ①3月1日(金) ②9月6日(金)	2024年 ①3月8日(金) ②9月13日(金)	2024年 ①3月18日(月)~22日(金) ②9月23日(月)~27日(金)	① 2024年9月21日(土) ② 2025年3月29日(土)	プログラム終了後 1週間以内
	2	シーズンプログラム 夏季 プログラム 保育園 夏キャンプ	2024年 6月7日(金)	2024年 6月14日(金)	2024年 6月24日(月)~28日(金)	
冬季 プログラム 保育園 冬キャンプ		2024年 11月8日(金)	2024年 11月15日(金)	2024年 11月25日(月)~29日(金)		
春季 プログラム		2025年 2月7日(金)	2025年 2月14日(金)	2025年 2月24日(月)~28日(金)		
3	広域YMCA・日本YMCA 同盟主催で行われる全 国大会等	上記1. 年間プログラム 2. シーズンプログラム の審査にあわせて実 施します。				
4	その他、横浜YMCA主 催、共催する諸行事	開催案内に適用対象となるプログラムを担当部門より案内します。				

別表2. 費用の全額、半額もしくは一部支援の決定基準

	支援内容	世帯所得区分	証明書等の名称(内容)例	証明書等交付場所等
1	全額支援	児童養護施設児童	入所施設からの在籍証明等	児童養護施設
		生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	市、区役所の福祉事務所
		市民税・県民税非課税世帯	市民税・県民税非課税証明書	市役所、区役所など
2	全額支援 もしくは 半額支援	所得税非課税世帯	以下のいずれかひとつ(保護者全員分)	
			課税証明書	市役所、区役所など
			給与所得の源泉徴収票	勤務先
			所得税の確定申告控え	
3	全額支援 もしくは 半額支援	所得税課税世帯 (おおよそ5万円以内)	以下のいずれかひとつ(保護者全員分)	市役所、区役所など 勤務先
		家計急変世帯	課税証明書 給与所得の源泉徴収票 所得税の確定申告控え 当年4月以降の任意の1か月の収入が わかるもの	
4	一部支援	1,2にかかわらず、年間プログラム費用が月額1万円を超える場合は、月1万円を限度とする。		

※すべての審査結果がこの決定基準通りになるとは限りません。

子ども支援 (BAPY) 基金に関するお問い合わせは、お近くのYMCAへ

横浜中央YMCA	〒231-8458	横浜市中区常盤町1-7	Tel045-662-3721
横浜北YMCA	〒222-0011	横浜市港北区菊名6-13-57	Tel045-433-4321
湘南とつかYMCA	〒244-0816	横浜市戸塚区上倉田町769-24	Tel045-864-4768
金沢八景YMCA	〒236-0027	横浜市金沢区瀬戸23-21	Tel045-782-3003
川崎YMCA	〒214-0014	川崎市多摩区登戸3032-2	Tel044-932-2031
藤沢YMCA	〒251-0025	藤沢市鶴沼石上1-13-7	Tel0466-26-1151
横須賀YMCA	〒238-0041	横須賀市本町3-31-206	Tel046-854-5126
鎌倉YMCA	〒248-0012	鎌倉市御成町13-33	Tel0467-24-7859
厚木YMCA	〒243-0018	厚木市中町4-16-19	Tel046-244-4181
YMCA 山手台センター	〒245-0004	横浜市泉区領家2-11-1	Tel045-813-1022
YMCA とつか保育園 *	〒244-0816	横浜市戸塚区上倉田町865-71	Tel045-870-3663
YMCA とつか乳児保育園	〒244-0816	横浜市戸塚区上倉田町769-24	Tel045-870-3235
YMCA マナ保育園	〒236-0058	横浜市金沢区能見台東1-1	Tel045-790-3588
YMCA あつぎ保育園ホサナ	〒243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル3F	Tel046-222-8619
YMCA 山手台保育園アルク	〒245-0004	横浜市泉区領家2-11-1	Tel045-813-1022
YMCA かわさき保育園	〒212-0014	川崎市幸区大宮町26-3	Tel044-520-1825
YMCA つるみ保育園 *	〒230-0031	横浜市鶴見区平安町2-28-1	Tel045-500-5030
YMCA いずみ保育園 *	〒245-0018	横浜市泉区上飯田町1872-1	Tel045-800-3010
YMCA 東とつか保育園 *	〒244-0806	横浜市戸塚区上品濃1-15	Tel045-820-5588
YMCA 東かながわ保育園	〒221-0053	横浜市神奈川区橋本町2-5-3	Tel045-440-3763
YMCA たかつ保育園	〒213-0001	川崎市高津区溝口1-19-1	Tel044-281-7833
金沢八景YMCA 保育園	〒236-0027	横浜市金沢区瀬戸23-21	Tel045-353-5130
YMCA オベリン保育園 *	〒252-0206	相模原市中央区淵野辺3-5-41	Tel042-707-9974
大和YMCA 保育園	〒242-0017	大和市大和東3-3-16	Tel046-206-4323
YMCA 東とつかセンター	〒244-0805	横浜市戸塚区川上町88-1	Tel045-392-3747
富士山YMCA			
グローバル・エコ・ヴィレッジ	〒418-0105	静岡県富士宮市原1423	Tel0544-54-1151
三浦YMCA			
グローバル・エコ・ヴィレッジ	〒238-0114	三浦市初声町和田3136	Tel046-888-2100

*幼保連携型認定こども園

横浜 YMCA 子ども支援(BAPY)基金事務局

〒231-8458 横浜市中区常盤町1-7

横浜YMCA 本部事務局 子ども支援(BAPY)基金事務局

<http://www.yokohamaymca.org>

横浜YMCA BAPY 検索

2024年1月31日発行